



平成30年度 教育委員会 第20回定例会 議案

1 日 時 平成31年 3月 6日 (水) 午後 1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 議 事

第 47 号議案 静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程の全部改正等 … 1

第 48 号議案 静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則 …12

<非>第 49 号議案 平成 30 年度永年勤続者表彰被表彰者の決定 …非

<非>第 50 号議案 人事案件 …非

<非>第 51 号議案 人事案件 …非

<非>第 52 号議案 人事案件 …非

4 閉 会

静岡県教育委員会

第 47 号議案

静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程の全部改正等

職員の安全衛生管理に関する以下の規程を見直し、体系的な 1 つの規程に統合するため、規程の改正及び廃止を行う。

- 1 静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程（全部改正）
- 2 静岡県立学校職員安全衛生管理規程（廃止）
- 3 静岡県教職員健康審査会規程（廃止）

平成 31 年 3 月 6 日提出

静岡県教育委員会教育長

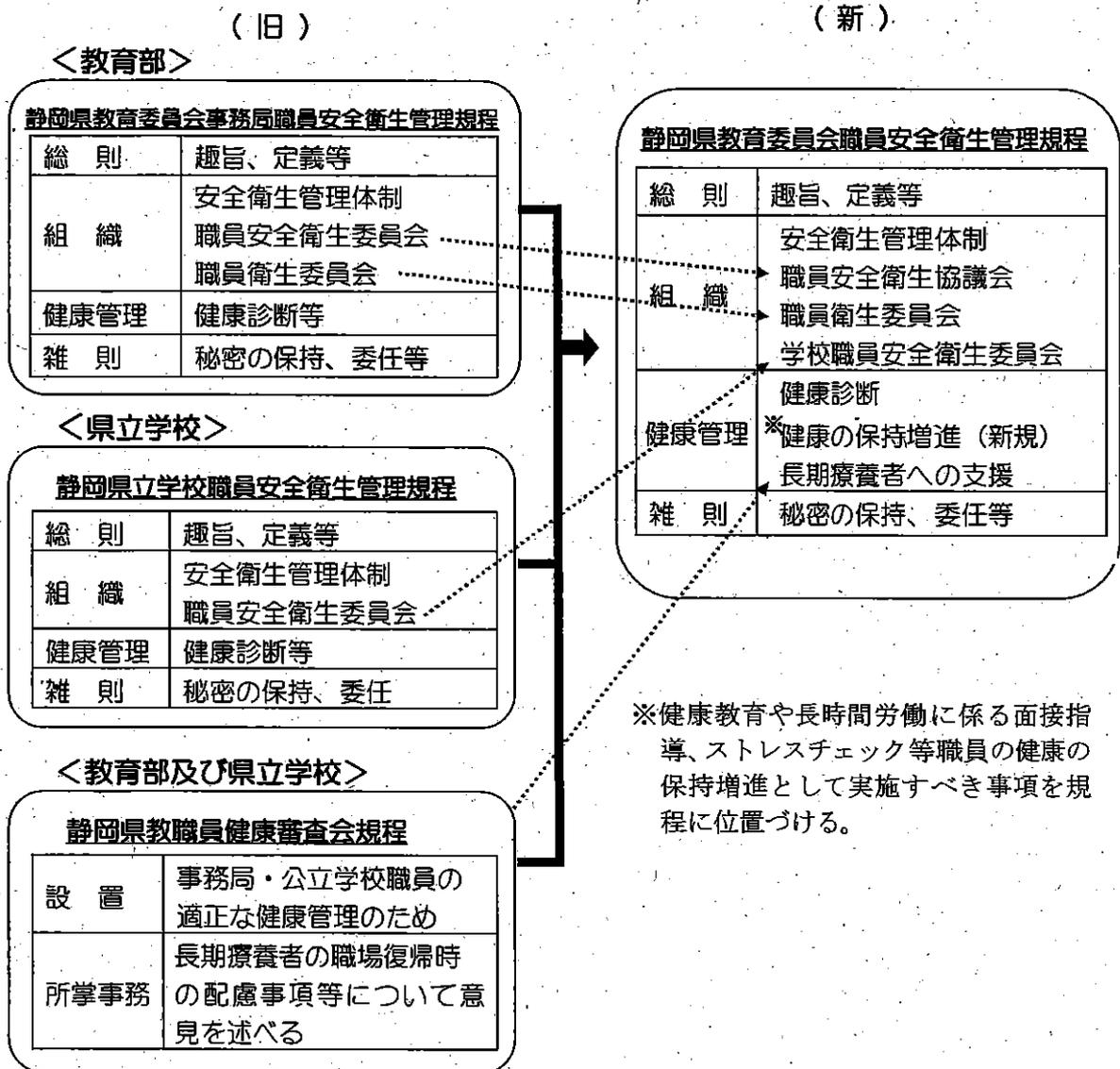
<第47号議案 概要>

静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程の全部改正等

1 改正理由

職員の安全衛生管理に関する規程について、3つの規程を統合するとともに、内容の見直しを行い、職員の安全衛生管理について体系的に定めた規程とする。

2 改正の概要



3 施行時期

平成31年4月1日

静岡県教育委員会訓令乙第 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会職員安全衛生管理規程

静岡県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（昭和58年静岡県教育委員会訓令乙第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 安全衛生管理組織

第1節 安全衛生管理体制（第5条—第12条）

第2節 職員安全衛生協議会（第13条—第20条）

第3節 職員衛生委員会（第21条—第27条）

第4節 学校職員衛生委員会（第28条—第33条）

第3章 健康管理

第1節 健康診断（第34条—第42条）

第2節 健康の保持増進（第43条—第48条）

第3節 長期療養者への支援（第49条—第51条）

第4章 雑則（第52条—第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、職員の安全と健康を確保するため、職員の安全衛生管理組織及び健康管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。）第2条第1号から第5号までに規定する機関に勤務する一般職の職員をいう。
- (2) 本庁 組織規則第4条第2項に規定する本庁をいう。
- (3) 現地機関 組織規則第4条第2項に規定する現地機関（静岡県立美術館を除く。）をいう。
- (4) 県立学校 組織規則第2条第5号に規定する県立学校をいう。
- (5) 所属長 組織規則の規定により本庁に置かれた課の長、現地機関の長及び県立学校の校長をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、公務災害の防止に努めるとともに、職員の安全の確保と健康の保持増進及び快適な職場環境の実現に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、この規程に基づき実施する安全及び衛生に関する措置に協力するとともに、常に良好な健康状態を維持するため自己の健康管理に努めなければならない。

第2章 安全衛生管理組織

第1節 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第5条 職員の安全及び衛生に関する事項を統括するため、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、所属長を指揮するとともに教育委員会における法第10条第1項各号に規定する業務を統括管理する。

(総括安全衛生管理者代理)

第6条 総括安全衛生管理者を補佐し、又は総括安全衛生管理者がやむを得ない事由により職務を行うことができない場合に、当該職務を行わせるため総括安全衛生管理者代理を置く。

2 前項の総括安全衛生管理者代理は、福利課長の職にある者をもって充てる。

(産業医)

第7条 法第13条第1項の規定に基づき本庁及び必要な現地機関に産業医を置く。この場合において、職員が50人未満の現地機関においても産業医を置くものとする。

2 産業医は、法第13条第2項に規定する要件を備えた者のうちから教育委員会が任命する。

3 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項に規定する職務を行う。

(健康管理医)

第8条 法第13条第1項に基づき県立学校に産業医として健康管理医を置く。この場合において、職員が50人未満の県立学校においても健康管理医を置くものとする。

2 健康管理医は、法第13条第2項に規定する要件を備えた者のうちから校長の内申に基づいて教育委員会が任命する。

3 健康管理医は、規則第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項に規定する職務を行う。

(職場復帰相談医)

第9条 職員の職場復帰（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第13-32号）第12条第1項第1号から第3号までに規定する休暇を取得し、又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定する休職をしていた職員が職務に復帰することをいう。以下同じ。）に関する相談等に対応するため、教育委員会に職場復帰相談医を置く。

2 職場復帰相談医は、医師のうちから静岡県教育委員会教育長が選任する。

(衛生管理者)

第10条 法第12条第1項の規定に基づき本庁、必要な現地機関及び県立学校に衛生管理者を置く。この場合において、職員が50人未満の県立学校においても衛生管理者を置くものとする。

2 衛生管理者は、規則第10条の規定による資格を有する者の中から、本庁にあっては総括安全衛生管理者が、現地機関及び県立学校にあっては所属長が選任する。

3 衛生管理者は、法第10条第1項各号に規定する業務のうち、衛生に係る職務及び規則第11条第1項に規定する職務を行う。

4 第2項の規定により衛生管理者を選任したときは、所属長(本庁に置かれた課の長を除く。)は総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生推進者)

第11条 法第12条の2の規定に基づき衛生管理者を置いていない現地機関に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、総務課長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 衛生推進者は、法第10条第1項各号に規定する業務のうち衛生に係る職務を行う。

(衛生担当者)

第12条 本庁の各課に衛生担当者を置く。

2 衛生担当者は、各課の課長代理の職にある者をもって充てる。

3 衛生担当者は、次に掲げる職務を行う。

(1) 職場の環境衛生に関すること。

(2) 健康診断の実施に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

第2節 職員安全衛生協議会

(設置)

第13条 職員の安全及び衛生に関する事項を協議するため、教育委員会に職員安全衛生協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第14条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する重要事項

(構成)

第15条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 総括安全衛生管理者

(2) 産業医のうちから総括安全衛生管理者が指名する者

(3) 衛生管理者のうちから総括安全衛生管理者が指名する者

- (4) 前3号に掲げるもののほか、総括安全衛生管理者が指名する者
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第16条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第17条 協議会に会長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長とする。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、福利課において処理する。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第3節 職員衛生委員会

(設置)

第21条 法第18条第1項の規定に基づき本庁及び必要な現地機関に職員衛生委員会を置き、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止、健康の保持増進及び衛生に関する重要事項

(組織)

第22条 本庁における職員衛生委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福利課長
 - (2) 産業医
 - (3) 衛生管理者
 - (4) 衛生担当者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、福利課長が指名した者
- 2 現地機関における職員衛生委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 所属長又はこれに準ずる者で所属長が指名した者
 - (2) 産業医
 - (3) 衛生管理者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が指名した者

3 第1項第2号から第5号までに掲げる委員及び前項第2号から第4号までに掲げる委員のうち半数は、職員の過半数で組織する職員団体（地方公務員法第52条に規定する職員団体をいう。以下同じ。）があるときはその職員団体、職員の過半数で構成する職員団体がないときは職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する。

（任期）

第23条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

（委員長）

第24条 職員衛生委員会に委員長（以下「職員衛生委員長」という。）を置く。

2 職員衛生委員長は、第22条第1項第1号及び第2項第1号の委員をもって充てる。

3 職員衛生委員長は、会務を総括し、職員衛生委員会を代表する。

4 職員衛生委員長に事故があるとき、又は職員衛生委員長が欠けたときは、職員衛生委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第25条 職員衛生委員会の会議は、職員衛生委員長が招集する。

2 会議の議長は、職員衛生委員長とする。

（庶務）

第26条 職員衛生委員会の庶務は、本庁にあっては福利課、現地機関にあっては総務課又はこれに相当する課若しくは班において処理する。

（委任）

第27条 この規程に定めるもののほか、職員衛生委員会の運営に関し必要な事項は、職員衛生委員長が定める。

第4節 学校職員衛生委員会

（設置）

第28条 法第18条第1項の規定に基づき県立学校に学校職員衛生委員会（以下「学校委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議する。この場合において、職員が50人未満の県立学校においても学校委員会を置くものとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止、健康の保持増進及び衛生に関する重要事項

（組織）

第29条 学校委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 校長又はこれに準ずる者で校長が指名した者

(2) 健康管理医

(3) 衛生管理者

(4) 前3号に掲げるもののほか、校長が指名した者

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員のうち半数は、職員の過半数で組織する職員団体があるときはその職員団体、職員の過半数で構成する職員団体がなくは職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する。

(任期)

第30条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(委員長)

第31条 学校委員会に委員長（以下「学校委員長」という。）を置く。

2 学校委員長は、第29条第1項第1号の委員をもって充てる。

3 学校委員長は、会務を総括し、学校委員会を代表する。

4 学校委員長に事故があるとき、又は学校委員長が欠けたときは、学校委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第32条 学校委員会の会議は、学校委員長が招集する。

2 会議の議長は、学校委員長とする。

(委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、学校委員会に関し必要な事項は、学校委員長が定める。

第3章 健康管理

第1節 健康診断

(健康診断の種類)

第34条 健康診断の種類は、定期健康診断、特別健康診断、臨時健康診断及び採用時健康診断とする。

(定期健康診断)

第35条 定期健康診断は、全職員について1年以内ごとに1回、定期に実施する。

(特別健康診断)

第36条 特別健康診断は、職務の種類又は作業の状態等により総括安全衛生管理者が必要であると認めた職員について定期に実施する。

(臨時健康診断)

第37条 臨時健康診断は、総括安全衛生管理者が必要であると認めた職員について実施する。

(採用時健康診断)

第38条 採用時健康診断は、新たに採用された職員について実施する。

(受診義務)

第39条 職員は、指定された期日に健康診断を受けなければならない。

2 やむを得ない事由により指定された期日に受診することができない職員は、所属長に連絡し必要な指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第40条 所属長は、健康診断を受けた職員に対し、遅滞なく当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(事後措置)

第41条 所属長は、健康診断の結果等に基づき、産業医又は健康管理医の意見を聴いて、別表の事後措置区分を決定するものとする。この場合において、産業医を置いていない現地機関の所属長は、本庁の産業医に意見を聴くものとする。

2 所属長は、前項により決定した事後措置区分を当該職員に通知するとともに、適切な措置を講じなければならない。

3 前項の措置の対象となる職員は、所属長の指示に従い健康の回復に努めなければならない。

4 所属長は、産業医又は健康管理医に対し、講じた措置内容等について報告するものとする。

(健康診断等の記録)

第42条 所属長は、健康診断の結果及び事後措置の内容を職員健康診断票に記入し、これを5年間保存しなければならない。

2 所属長は、職員が異動したときには、異動先の所属長に当該職員の職員健康診断票を引き継ぐものとする。

第2節 健康の保持増進

(職場環境の維持管理)

第43条 所属長は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所、職務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔保持に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 所属長は、当該所属において職員の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保健指導)

第44条 総括安全衛生管理者は、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師、保健師等による保健指導を行うように努めるものとする。

2 職員は、前項に規定する保健指導を利用して、健康の保持増進に努めるものとする。

(健康教育)

第45条 所属長は、職員の健康の保持増進及び安全確保のために必要な教育に努めなければならない。

(健康相談)

第46条 総括安全衛生管理者は、職員が健康について相談し、適切な指導及び助言を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

(長時間労働に係る面接指導等)

第47条 所属長は、規則第52条の2第2項の規定に基づき、毎月一回以上、一定の期日を定めて長時間労働の把握をしなければならない。

2 所属長は、法第66条の8第1項の規定に基づき、規則第52条の2第1項で定める要件に該当する職員に対し、医師による面接指導を行わなければならない。

3 職員は、法第66条の8第2項の規定に基づき所属長が実施する面接指導を受けなければならない。

(ストレスチェックの実施)

第48条 総括安全衛生管理者は、法第66条の10第1項の規定に基づき、職員に対し、年一回、定期にストレ

スチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。）を行うものとする。

第3節 長期療養者への支援

（健康状況等の報告）

第49条 所属長は、療養の期間が引き続き30日を超える職員（以下「長期療養者」という。）の健康状況等について、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（所属長の責務）

第50条 所属長は、長期療養者の療養中の状況について、把握するよう努めるものとする。

2 所属長は、主治医面接、職場復帰訓練、職場復帰相談その他の職場復帰のための支援について、関係者と連携して行うものとする。

3 所属長は、関係者と連携し、長期療養者の職場復帰後も必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（職場復帰後の報告）

第51条 所属長は、長期療養者の職場復帰後の健康状況等について、職場復帰後概ね3か月後に総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第4章 雑則

（人事委員会等への報告）

第52条 総括安全衛生管理者は、人事委員会又は労働基準監督署長に、規則で定める報告書を提出しなければならない。

（秘密の保持）

第53条 この規程による事務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第54条 この規程の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令乙は、平成31年4月1日から施行する。

（静岡県立学校職員安全衛生管理規程等の廃止）

2 次に掲げる規程は廃止する。

(1) 静岡県立学校職員安全衛生管理規程（平成4年教育委員会訓令乙第2号）

(2) 静岡県教職員健康審査会規程（昭和58年教育委員会訓令乙第2号）

別表（第41条関係）

勤務上の措置	
区分	基準の内容
A	休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと
B	勤務場所又は勤務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと
C	超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること
D	勤務に制限を加えないこと

医療上の措置	
区分	基準の内容
1	必要な医療を受けるよう指示すること
2	必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること
3	医療又は検査等の措置を必要としないこと

第 48 号議案

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 6 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 48 号議案 概要>

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

平成 31 年度採用試験から、日本国籍の有無を問わない英語のネイティブスピーカーを対象とした特別選考を実施し、合格者は教員免許状又は特別免許状を取得後に教員として任用する。

なお、平成 3 年 3 月 22 日付の文部省助成局長通知（文教地第 80 号）において、日本国籍を有しない者を任用する際は、教諭ではなく「任用の期限を附さない常勤講師」として任用すること、講師は^(注1)校務の運営に参画することはできないが「学級担任や教科の担任となることなどを妨げるものではない」ことが示されている。

このことを受け、本県でも特別選考に合格したネイティブスピーカーで^(注2)日本国籍を有しない者を任用の期限を附さない「講師」として任用し、校務の運営に参画しない前提で、学級担任や教科主任にしたいと考えている。

その場合、静岡県立学校管理規則第 19 条第 2 項の「学級主任は教諭をもつて充て」及び第 25 条第 2 項の「教科主任は教諭をもつて充て」の規定を改正する必要がある。

注 1：授業の実施など児童・生徒に対する教育指導面において、教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えられるが、校長の行う校務の運営に関しては、常に教務主任や学年主任等の指導・助言を受けながら補助的に関与するにとどまるものであり、校務の運営に「参画」する職ではないと解されている。

注 2：任用後に日本国籍を取得した場合は、「教諭」とする。

2 改正の内容

第 9 条 3 項の、必要に応じて学校に置ける職員に「講師」を追加する。

第 19 条及び第 25 条の各 2 項「教諭をもつて充て」を「教諭又は講師をもつて充て」に改める。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第9条 (略) 2 (略) 3 学校に、 <u>実習助手、寄宿舎指導員、技術職員、学校用務員、業務員、学校栄養職員、運転手、船員</u> その他必要な職員を置くことができる。 4 (略) (学級主任) 第19条 (略) 2 学級主任は、 <u>教諭</u> をもって充て、校長が命じ、教育委員会に報告する。 3 (略) (教科主任) 第25条 (略) 2 教科主任は、 <u>教諭</u> をもって充て、校長が命じ、教育委員会に報告する。 3 (略)	(職員) 第9条 (略) 2 (略) 3 学校に、 <u>講師、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員、学校用務員、業務員、学校栄養職員、運転手、船員</u> その他必要な職員を置くことができる。 4 (略) (学級主任) 第19条 (略) 2 学級主任は、 <u>教諭又は講師</u> をもって充て、校長が命じ、教育委員会に報告する。 3 (略) (教科主任) 第25条 (略) 2 教科主任は、 <u>教諭又は講師</u> をもって充て、校長が命じ、教育委員会に報告する。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第20回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	監査結果に対する措置状況の報告	1
配布 報告	監査結果に関する報告	9
	静岡県教育情報化推進ワークショップ	11

報告事項 1
(件 名)

平成31年3月6日

監査結果に対する措置状況の報告

(財務課)

平成30年度第3回の監査結果（平成30年12月15日付通知）における指摘（2件）、注意（5件）に対する各所属の措置状況について、3月6日監査委員へ報告した。

<指摘>

対 象 機 関	件 名	詳細
袋井特別支援学校	交通加害事故の多発	別紙1
県立特別支援学校、 校名は非公表	セクシュアル・ハラスメント行為の発生	別紙2

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
富士宮西高等学校	教員による生徒への体罰行為の発生	別紙3
榛原高等学校	職員住宅貸付料（駐車料追加分）の調定漏れ	別紙4
静岡中央高等学校	教員による遅刻・早退、職務専念義務違反、 職務命令違反の発生	別紙5
浜松視覚特別支援学校	非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り	別紙6
西部の県立高等学校、 校名は非公表	教員による生徒への体罰行為の発生	別紙7

※ 詳細は次ページ以降を参照

(別紙1)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井特別支援学校	平成 30 年 12 月 5 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 交通加害事故の多発 3 内 容 平成 29 年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 4 件発生していた。	
【措置の内容】 平成 29 年度に起きた交通加害事故は、すべてが教職員の不注意によって起きたもので、十分に安全確認を行っていれば、事故は起きなかったものと考えています。このことを校長が直接当事者に伝えて反省を促しました。 全教職員に対しては、事故の状況や発生原因等を伝達しました。また、校長会等で情報提供のあった事故等について紹介を行い、注意喚起しました。それ以外に、以下の対策を実施しました。 1 意識の啓発 ・平成 29 年度以前から行ってきた「交通安全チェックシート」を活用したセルフチェックや、交通安全自己目標の設定、交通安全ひやりハット紹介（2 週に一度程度） ・平成 30 年 12 月 4 日（火）に、県教育委員会から受領したコンプライアンスに関する資料を校内の電子掲示板に掲載し、全教職員が各自のパソコンで参照できる体制を整備 ・平成 30 年 12 月 6 日（木）の校内交通安全委員会で、職員一人一人が当事者意識を持って交通事故防止を心掛けていけるように、12 月と 2 月の校内研修の実施方法について検討し、学部ごとに運転免許証の更新確認等を実施 2 外部の知識を活用 ・平成 29 年 10 月に、東京海上日動火災の保険担当者による「自動車事故削減研修」を実施し、職員の意識改革を図りました。 ・平成 30 年 2 月の校内コンプライアンス委員会で、職員の交通事故撲滅を議題とし、学校評議員や P T A 本部役員から職場の取組や職員の意識改革等について助言をいただき、チェックシートの改善等を行いました。 3 「交通事故 0 ボード」の掲示 平成 29 年度以前から行ってきた「交通事故 0 ボード」等の取組を平成 30 年度も継続し、平成 30 年 12 月 6 日現在で、職員室前の交通事故 0 ボードの掲示が 147 日を示しています。 4 事故削減プログラムの活用 事故削減プログラム「e - ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を強力に推奨しました。職員からは「運転中にプログラムの映像を思い出して事故を回避できました。」「プログラムのケースと同様の危険箇所が通勤経路にあるので役立っています。」等の意見があり、効果が表れてきています。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
県立特別支援学校、校名は非公表	平成30年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 セクシュアル・ハラスメント行為の発生</p> <p>3 内容 県立特別支援学校の教諭は、平成30年7月、職場の宴会の席上及び帰宅途中の同僚の自家用車内において、複数の女性教員に対して、胸、太腿、頬などの身体に触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成30年7月27日に小学部の打上げ会において事案発生後、被害職員からの相談及び関係職員への聴取を通して明確になった発生原因、職場の課題について、校長が中心となって整理を行い再発防止策等の検討を行いました。その結果、セクシュアルハラスメント行為に対して、断るとこわいから言いにくい等のパワーハラスメント的要素や、周囲の職員に相談しにくいことや、行き過ぎた行為に対して同性の教員がブレーキをかける意識が希薄であったり、気持ちはあってもブレーキをかけにくかったりする状況があったこと、また、事案が管理職まで上がりにくいという課題があることが明らかになりました。</p> <p>このことから、次の取組を実施することで、再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年8月29日の管理職及び学部主事の会議では、校長が学部内の報告・連絡・相談体制の再整備と風通しのよい職場環境づくりを指示しました。 ・平成30年8月30日の該当職員の所属する学部の学部会には校長と副校長が参加し、校長が職員に事実を公表し、再発防止対策について意見交換したり、報告・連絡・相談体制について再確認したりしました。その中で「自分がされて嫌なことはしない」「子どものために冷静に謙虚に話し合う」等職員一人一人が人権意識を高めていく必要性を意識できました。 ・平成30年9月3日の全体の朝の打合せでは、校長が全職員に対して、高い人権意識を持って教育活動や職員同士の連携を行うこと、組織としての報告・連絡・相談体制を再確認することを伝えました。 ・平成30年10月10日の管理職及び学部主事の会議では、校長が他学部主事や教務課長にも事実を公表し、繰り返しハラスメントのない学部経営と報告・連絡・相談体制の強化を指示しました。 ・平成30年10月18日には当該職員への停職処分申し渡しがあり、16時30分から臨時の職員打合せを開いて、校長が被害を受けた職員の心情に配慮する表現で、全職員に事実を公表しました。組織としての報告・連絡・相談の大切さや高い人権意識を持って教育活動を行っていくことなどを指導しました。 ・平成30年10月の校内研修では、「相手の立場や気持ちを考えて、自分自身を見つめ直す」をテーマにセルフチェックを行いました。自身の取組を客観視して振り返る機会になりました。 ・平成30年11月12日には校内コンプライアンス委員会を実施しました。本校の不祥事根絶に向けた取組や不祥事発生後の再発防止対策を議題とし、学校評議員から下記の助言をいただき、指導に活かしています。 <ul style="list-style-type: none"> <助言>・職員の人に響くような問いかけが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人一人の話をじっくり聞く場を設定する必要がある。(これを受けて、平成30年12月、気になる職員への声掛けや別室での相談等を増やした。) ・「職場は気軽に話しやすい雰囲気」であっても、子どもたちにとって、学校にとってダメなものはダメと言える職員関係を育てていかなければならない。 ・職員同士が業務や教育活動のこと以外で話し合える場をつくると有効である。 <p>今後も、人事評価面談の場を活用するなど、先生方一人一人の話をじっくり聞きながら、ハラスメントのない学校の基礎を築いていきます。</p>	

(別紙3)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士宮西高等学校	平成 30 年 12 月 5 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 教員による生徒への体罰行為の発生 3 内 容 富士宮西高等学校の教諭は、平成 28 年の秋ごろから平成 30 年 2 月にかけて、部活動における指導の過程で複数の男子部員の頭部を平手、拳骨、用箋ばさみ等で叩く、腹部を拳骨で叩く等の体罰行為を繰り返し行った。	
【措置の内容】 1 改善措置 校長から当該教諭に対して、体罰に関する指定図書を提示し、当該教諭にレポートを提出させて、それらをもとに校長面談を実施し、人権意識の定着を図りました。 また、全職員に対して、毎月行っているコンプライアンス研修において、校長講話や体罰に関する注意喚起を行いました。そして、体罰の事例研究を行って理解を深めるとともに、「体罰防止策一人一案アンケート」を実施して、教職員一人一人が組織全体の不祥事根絶対策を考えました。更に教育相談研修においても「アンガーマネジメント講座」を行い、それぞれが自分自身の感情のコントロール方法についても学びました。 2 今後の防止策 教職員の規範意識を高めるため、引き続き、毎月 1 回の不祥事根絶研修を行います。教職員への日常の声掛けや校内外の見回り等を強化するとともに、相談しやすく話しやすい職場環境づくりを継続して行います。不祥事根絶に向けて全職員が一丸となって取り組み、コンプライアンス意識の徹底を図って、再発防止に努めます。	

(別紙4)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
榛原高等学校	平成 30 年 12 月 5 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 職員住宅貸付料（駐車場追加分）の調定漏れ 3 内 容 職員住宅の入居者1人の貸付料（追加駐車料金1台分）について、平成25年4月から30年9月までの調定が漏れていた。	
【措置の内容】 本件は、平成24年度末の人事異動に伴って平成25年4月1日から職員住宅に入居した職員が、平成25年4月18日から2台目の車を駐車していたにもかかわらず、教職員住宅入居者心得に定める「教職員住宅駐車場使用に関する申出書」を提出していなかったことが原因です。 一方、当該教員は教職員住宅入居者心得に定める「教職員住宅入居状況届」では、毎年、2台の車を届け出ていました。このため、事務室が注意をもって「教職員住宅入居状況届」を確認していれば、長期に渡って調定が漏れることは避けられたと考えます。 このことを受け、次の取組により、再発防止に努めてまいります。 1 「教職員住宅入居状況届」と「公舎台帳」との照合 年に1度入居者から提出される「教職員住宅入居状況届」と学校保管の「公舎台帳」とを照らし合わせて現況との違いが無いか確認するようチェック項目に追加しました。 また、担当者だけでなく複数人で確認できるよう書類一式を供覧することとし、事務室全体で誤りを防ぐ体制を強化しました。 さらに、人事異動により担当が替わることを考えて、引き継ぎ書類に明記し、知識の継承を図りました。 2 現地確認 担当者は定期的に教職員住宅を巡回し、使用申出していない車が駐車されていないか確認し、現状把握を行うこととしました。 3 入居者への制度の周知 入居者へは、毎年「教職員住宅入居者心得」を配付し、職員住宅に入居する上での制度の理解や義務を周知する機会を設けることとしました。 入居者自身が正式な申し出ができるよう繰り返し周知を図り、再発防止に努めます。	

(別紙5)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡中央高等学校	平成 30 年 12 月 5 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	注意
2 件 名	教員による遅刻・早退、職務専念義務違反、職務命令違反の発生
3 内 容	静岡中央高等学校の教諭は、平成 29 年 9 月から 10 月にかけて、無断早退・遅刻により、計 4 回勤務を欠いた。また、平成 25 年度から 29 年度にかけて、生徒の学籍に関する書類の手続きを放棄する、職員会議、職員打合せを欠席する、勤務時間中にグラウンド脇で横になっているなど、職務専念義務に違反する行為を行った。加えて、平成 29 年度 8 月以降、休暇手続きに関する管理職の指示に従わない、年次有給休暇の時季変更に関する指示に従わない、教育委員会の事情聴取に応じないなど、職務命令に違反する行為を行った。
【措置の内容】	
当該教員は、平成 30 年 1 月 26 日、静岡県教育委員会から「停職 1 月」の懲戒処分後、平成 31 年 3 月 31 日まで静岡県総合教育センターに研修のため出張を命ぜられています。	
研修後、本校に戻ることが決定した場合は、サービス管理を確実にを行うため、授業以外の職務を管理職の管理下にある職員室に限定し、サービス・規律の指導を徹底していきます。	
校内においては、以前から教職員の職務及びサービスに対する意識や使命感の高揚を図っておりますが、サービスについては特に継続して教職員に注意を促しています。	
また、機会ある度に職員会議等でコンプライアンスに関する研修を行っており、特に不祥事が起きた際は速やかに教職員にその概要を伝え、不祥事防止の意識を向上させるべき取組を行っています。	

(別紙6)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松視覚特別支援学校	平成30年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り 3 内 容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成30年度の非常勤職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。	
【措置の内容】 本件は、非常勤嘱託員の年次有給休暇付与日数の算出において、身分等取扱要綱の別表第2の年次有給休暇の付与日数一覧表から算出していますが、平成30年度から要綱が新しくなり、欄外に記載されている注意書きの内容が変更していることに気づかず、処理を進めてしまったことが原因です。 具体的には、取扱要綱別表第2の欄外記載の注意書き3「1週間の勤務時間が4日以下とされている職員で1週間当たりの平均勤務時間が29時間であるものは、週勤務日数5日以上を適用する。」により、当該職員の週勤務日数が4日でしたが週当たり29時間勤務だったため、5日以上を適用すべきところ、注意書き3に気づかず4日の欄を適用してしまいました。 当校では、全ての非常勤職員の年次有給休暇付与日数がわかる計算書を一覧表にして回覧し、決裁を受けていますが、今回の付与日数の誤りに気付かず、その計算書を基に年次有給休暇申請簿や勤務条件通知を作成したため、いずれも記載内容に誤りが生じてしまいました。 このことを受け、平成30年10月5日に年次有給休暇付与日数の再計算を行うとともに、勤務条件通知の再発行をしました。 また、当該非常勤嘱託員2名について、平成30年10月9日に今回の注意内容にかかる謝罪および説明を行いました。 平成29年度の監査結果でも年次有給休暇付与日数を算出する際の繰越日数の上限を見誤り、結果として今年度と同様に「非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り」を受けており、その際の改善措置として、根拠となる箇所を蛍光ペンで記すなど気を付けていたことが、確認が不十分であったことが再発の要因でもありますので、あらためて根拠の確認を徹底していきます。 さらに、今後は根拠とする要綱や規則が変更になる場合は事前に変更点がどこか、当校で影響する職員がいないかどうか、担当・課僚で十分にチェックすることで再発防止に努めてまいります。	

(別紙7)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部の県立高等学校、校名は非公表	平成30年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 教員による生徒への体罰行為の発生 3 内 容 西部の県立高等学校の教諭は、平成29年10月、担任をするクラスの生徒1人に対して、頭部付近を平手で1回叩き、腰付近を足で1回前蹴りした。また、平成29年9月から12月頃、当該生徒に対して不適切な言動を繰り返したことにより、当該生徒に精神的な苦痛を与えるとともに、その他の複数生徒にも不適切な言動を行っていた。	
【措置の内容】 1 当該教諭は、学校に籍を置き、静岡県総合教育センター等において研修しています。校長と副校長が交替で毎月、出先機関に出向き、面談をしています。どのような場合も体罰は許されないことを説諭し、本人も深く反省しています。 2 一方、毎月の職員会議において、全職員に体罰根絶、コンプライアンスの徹底を図る場を設けています。また、県教委からの懲戒処分の基準、不祥事根絶推進月間設定、綱紀の厳正保持の通知は、一人一台パソコンのデータベースに掲載し、職員が、いつでも、誰でも確認できるようにしています。 3 年間を通し、校長、副校長等が午前・午後各1回、授業・部活動等の指導状況を校内巡視し、体罰防止を図っています。 4 未然防止のため、生徒からの情報への対応として、生徒支援アンケート等を実施しています。 万一、体罰に関すると思われる回答があった場合、教育相談担当教員から管理職へ報告、その後、管理職から指導を行う体制をとっています。直近では、平成31年2月に実施しました。 5 教員からの情報への対応として、担任、学年主任から管理職への報告、その後、管理職から指導を行う体制をとっています。	

監査結果に関する報告

(財務課)

1 平成 30 年度第 4 回の監査結果

(1) 指摘等事項の概要

平成 31 年 2 月 15 日に、今年度、第 4 回目の監査結果の報告があった。
 今回は、平成 30 年 11 月 20 日から平成 31 年 1 月 25 日に実施した県立学校等
 51 所属の定期監査についての報告で、教育委員会については、4 件の指摘、8 件
 の注意が付された。

<指摘 4 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
東部特別 支援学校	件名	交通違反（酒気帯び運転）の発生
	内容	東部特別支援学校の教諭は、平成 30 年 10 月、通勤途上において酒気帯びの状態で乗用車を運転し検挙された。
焼津中央 高等学校	件名	交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生
	内容	平成 30 年 6 月に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。また、平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
中部の県立 高等学校 校名は 非公表	件名	わいせつ行為の発生
	内容	中部の県立高等学校の臨時講師は、平成 29 年 11 月頃から平成 30 年 2 月頃の間、勤務校の女子生徒 1 人に対し、わいせつ行為を行った。
中部の県立 高等学校 校名は 非公表	件名	わいせつ行為及び部費の私的費消の発生
	内容	中部の県立高等学校の教諭は、平成 30 年 7 月頃から 10 月頃の間、度々、勤務校の女子生徒 1 人に対し、校内でわいせつ行為を行った。 また、自ら顧問を務める部活動において、平成 30 年 6 月以降、生徒保護者から現金で集めた部費 336,000 円を、学校で管理している預金口座に即座に入金せず、職員室の机で漫然と保管し、結果として、うち 192,000 円を私的に費消した。

<注意 8 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
浜松湖北 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 27 年度から 29 年度にかけて、3 年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。
藤枝特別 支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
富士東 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 27 年度から 29 年度にかけて、3 年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。
島田工業 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 29 年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
富士特別 支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 30 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
藤枝東 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
静岡商業 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
西部の県立 高等学校 校名は 非公表	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
	内 容	西部の県立高等学校の教諭は、1 年生の男子生徒 1 人に対し、両頬を平手で 6、7 回叩くという体罰行為を行った。

(2) 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、平成 31 年 5 月 15 日までに監査委員へ報告する。

静岡県教育情報化推進ワークショップⅡ

(静岡県経営管理部 ICT 推進局 ICT 政策課)
(静岡県教育委員会教育政策課)

1 テーマ

Society5.0 で輝くための人材育成～プログラミング教育の推進～

2 目的

社会全体が Society5.0 に向かい ICT 人材が求められる中、2020 年度からの小学校におけるプログラミング教育の必修化に向けて、市町と県の情報教育に関わる担当者が相互の連携・協力を図り、情報教育の推進を図るとともに、プログラミング教育の円滑な導入を促進する。

3 目標

- (1) 小学校におけるプログラミング教育の基本的な考え方を理解する。
- (2) 市町教育委員会の取組や学校での指導事例を知る。
- (3) 市町教育委員会としてのプログラミング教育推進の手掛かりを得る。

4 概要

- (1) 日 時 平成 31 年 2 月 18 日 (月) 午後 1 時から 5 時まで
- (2) 会 場 静岡県教育会館 (静岡市葵区駿府町 1-12)
- (3) 参加者 各市町教育委員会情報教育担当者が対象

市町担当者	県職員	講師	合計
23 市町 28 名	19 名	2 名	49 名

- (4) 主 催 経営管理部 ICT 推進局 ICT 政策課と教育委員会教育政策課との共催
- (5) 内 容

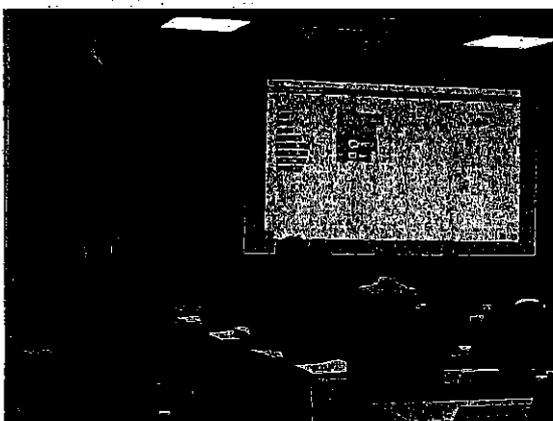
項目	概要
「学校におけるプログラミング教育の意義と方法」 講師：静岡大学 情報学部 情報科学科 助教 遠山紗矢香 氏	小学校プログラミング教育の 3 つのねらいやプログラミング教育と協調学習の親和性についての説明 タブレット端末を用いたプログラミングの体験 算数の授業を想定したプログラミングの実践事例
グループワーク 講評：静岡県 ICT 戦略顧問 金田康正 氏	「プログラミング教育推進月間 (仮称)」に向けて、プログラミングを取り入れた授業が実施できる環境を整えるため、グループで協議し個人でプランニングシートを作成

5 アンケート結果（参加者のうち 29 人が回答）

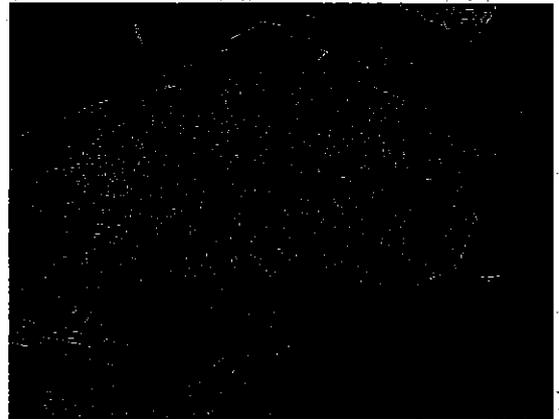
アンケート	回答
本日のワークショップは参考になったか	<ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 29人 ・参考にならなかった 0人
目標達成度	全ての参加者が、3つの目標に対して、「A達成できた」もしくは「Bだいたい達成できた」と回答
感想	
<ul style="list-style-type: none"> ・「探索的」「建設的」という二つの試行錯誤について、授業者がきちんと視点としてもっていないと、活動あつて学びなしになってしまうと思いました。市に戻ったら、研修等で伝えていきたいです。（富士市） ・実際に演習でやってみるとどういふことをやっていくのかがよくわかり実践が大事だなと思いました。市教委でもこういう講座が必要だと実感しました。（掛川市） ・町教委が主体となって推進していくことの必要性を感じました。（函南町） ・1学期中に県主催の研修会があるので、その内容とタイアップさせながら、町教委として各校の研修や授業づくりにアプローチし、9月の推進月間の充実につなげたい。（東伊豆町） 	

6 当日の様子

(1) 講演及び演習



(2) グループワーク



(3) 講評

